

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第183号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年10月20日 15時10分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島東岸 男鹿島灯台から真方位060° 750m付近 (概位 北緯34° 39.7′ 東経134° 35.4′)
事故等調査の経過	平成24年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第三十八芳成丸、488トン
船舶番号、船舶所有者等	132320、日本機動建設株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	左舷船尾船底部に凹損及び亀裂
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、土砂約1,600tを積載し、船首約3.4m、船尾約4.8mの喫水で男鹿島東岸の採石場から出航作業中、平成24年10月20日15時10分ごろ船底に衝撃を受けた。 本船は、姫路市家島港へ帰港後、左舷船尾船底部からの浸水を発見し、翌日に修理を行った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 高潮期
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であり、浅所があることを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、男鹿島東岸の採石場から出航作業中、同採石場付近の浅所に接近したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島東岸の採石場から出航作業中、同採石場付近の浅所に接近したため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・余裕水深を十分に確保しておくこと。